

平成31年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成31年3月5日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	小池武敏
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
会計管理者	西山里美	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	久原雅紀
白石創生推進専門監	坂本博樹	収納対策専門監	川崎直
保険専門監	小川善秋	健康づくり専門監	武富健
農村整備専門監	稲富道広	主任指導主事	石橋佳樹

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
10番 片 渕 彰 11番 草 場 祥 則

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 川崎一平議員

1. 水道事業の事業統合に係る諸課題について

2. 内野さよ子議員

1. 子ども・子育て支援事業について

2. 歴史・文化資源を活かしたまちづくりについて

3. 吉岡英允議員

1. 地盤沈下対策水路の機能保持について

2. 婚活支援の充実について

4. 定松弘介議員

1. 幼児期からの英語教育の導入について

2. 地域からの要望に対する回答について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

農業委員会局長から、会議規則第2条第1項の規定に準じ、公務のため離席届が出ておりますので報告いたします。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。
本日の通告者は4名です。
順次発言を許します。川崎一平議員。

○川崎一平議員

皆様おはようございます。

3月議会、まずトップバッターとして質問をさせていただきます。

3月に入って、ことしの冬を振りかえると、本当に暖かく過ごしやすかったというのが第一印象としてあります。農作物も豊作傾向に見舞われて、しかしながら単価の面でいろんな農作物が低迷をしており、今後がタマネギに期待をかけるしかないかなという思いでおります。

そういった農作物や白石町の基幹産業だけでなく、今町民の方々からいろいろな不安の声も聞かれておりますので、その中から私は今回1点だけに絞って質問をさせていただきます。

まず、住民の方から最近お話を聞くのは、水道事業に関してということで今回質問をさせていただいておりますけれども、水道事業は、水道法の一部が改正されまして、中にはコンセッション方式や民間委託などという形で報道などがなされております。本町の水道事業における今後の影響についてお伺いしたいと思っております。

○中村政文水道課長

水道法の一部が改正されて、本町の水道事業にかかわる影響についてということの御質問かと思っております。

水道法の一部を改正する法律が平成30年12月6日に可決をされ、12月12日に公布をされました。改正の趣旨といたしましては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足などの水道が直面する課題に対し、水道法の目的である水道を計画的に整備し、水道事業を保護、育成するということから、水道の基盤を強化をするに改められまして、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度を改正されたものであります。

主な改正点といたしまして、1つ目に、国、県、市町村の責務の明確化ということが上げられます。国、県及び市町村は、水道の基盤の強化に関する施策を策定をしまして、広域的な連携を推進するよう努めなければならないということです。

2つ目といたしまして、広域的連携の推進というものが上がっております。国は、広域連携と水道基盤の強化をするための基本方針を定め、県は、その基本方針に基づき、水道事業の基盤強化の計画を定めることができまして、広域連携を推進するため、市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができるということとしたものであります。

3つ目といたしまして、適切な資産管理の推進が上げられます。水道施設の更新に要する費用を含めて、事業の収支の見直しを作成をし、長期的な観点から計画的な施設の更新を行い、適切な資産管理の前提となる水道施設の台帳を作成しなければならないとしたものであります。

4つ目に、官民の連携の推進というものが上げられます。地方公共団体が水道事業者等として経営することの原則は変えずに、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、議会承認等の手続を経た後に厚生労働大臣等の許可を得て、民間事業者に運営権を設定できる仕組みを導入することができるとしたものであります。

5つ目に、指定給水装置工事事業者制度の改善というものが上げられます。適正に工事を行うための資質の保持と実体との乖離の防止を図るために、指定給水装置工事事業者の指定に5年での更新制度を導入するというものとしたものでございます。

以上、5点が主な改正点として上げられますが、これらの中で、先ほど申しました4つ目の官民連携の推進ということで、とりわけ一部報道の影響もございまして、先ほど議員申されましたコンセッション方式、俗に言います民間委託ということに係る部分だけが注目を集めまして、テレビ等でも取り上げられておりますが、もともと改正前の制度におきましても、PFI法に基づいて、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま施設の運営権を民間事業者を設定するということは可能ではありません。例えば、本町ですと、水道メーターの検針業務、あと水質検査の業務の委託、他の水道事業体では、窓口、料金徴収業務や浄水場の管理業務の委託などがございます。今回の改正では、事業の確実かつ安定的な運営のために公的機関の関与を強化し、給水責任は地方公共団体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けて民間委託を可能としたものでございます。ですので、水道事業自体を民営化をするというものではございません。

なお、今回の水道法改正につきましての施行期日につきましては、公布の日から1年を超えない範囲内において定める日とされていることですので、今後政省令や告示等が示されることとなっております。このようなことから、今回の法改正におきまして、現在のところ本町の水道事業にすぐに影響があるかということとはございません。

以上です。

○川崎一平議員

いろいろ中身は変わっていく形になっていきます。今の答弁では、全てを理解して、どういうふうになるのかという予測をつけるのは本当に難しいような話であります。町民の方々は、この水道というのは、ライフラインの中の一つとして本当重要な部分でありまして、日々使用されるところでございます。やはり、水道料金、その他水道利用に対する体制の変わり方というのが心配されているところでございまして、一番心配されるのは水道料金の値上げじゃないかなと私も思っております。

そういった中で、今の課長の答弁では、恐らく今のところ特段変更はないだろうと、中身のシステム自体は変わっていくんでしょうけれども、利用される町民の方々にマイナスの部分の影響が及ぶのかというのは今のところ考えられないというような認識でよかったですでしょうか。

それでは続きまして、すみません、喉の調子がよくございませんので、聞き取りづらいかと思いますけれども、続きまして平成32年から本町を含んで3市3町1企業団の水道事業が統合されまして、その経営を佐賀西部水道企業団が一括して行うよう協議が進められておりますけれども、その統合に係る経緯と目的は何でしょうか、答弁

をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村政文水道課長

水道事業統合に係る経緯とその目的や効果ということで御質問などがござひます。事業統合に係る経緯について、御説明をまずはいたしします。

今日の水道事業を取り巻く情勢は、人口減少に伴う給水収益の低迷、水道施設の老朽化、経験豊富な人材の減少など、一段と厳しさを増しておひます。その一方で、自然災害や水質事故等の対策として、水道施設の耐震化、水質管理体制の強化、応急給水拠点の確保など、緊急時における危機管理体制の強化が求められておひます。

平成16年6月、厚生労働省により、水道事業関係者の共通の目標となります水道ビジョンが策定をされました。事業統合や管理の共同化など、新たな水道の広域化計画の推進が示されたところでは。このような状況の中、平成20年2月の佐賀西部広域水道企業団定例議会におきまして、財政と技術の両面にわたった運営基盤の強化を図る必要から、佐賀県水道整備基本構想にござひます用水供給事業と水道事業の事業統合を進めていくというふうな表名がなされました。このため、平成20年5月に、水道事業統合検討会を立ち上げまして、事業統合について検討を重ねた結果、1つに経費節減、2つ目に危機管理体制の強化、3つ目に組織体制の強化、これらに効果をもたらす事業統合が有効な施策であるという水道事業統合検討報告書を取りまとめまして、平成21年8月の企業団議会全員協議会へ報告をし、26年10月に将来的な水運用、あと施設の統廃合や構成団体の財政負担額の試算などを行ひまして、事業統合の効果がわかりやすいものとした基本計画書を策定をしておひます。これを受けまして、3市3町1企業団及び佐賀西部広域水道企業団で佐賀西部広域水道事業統合協議会を平成27年10月に発足をさせ、水道事業統合計画書を平成28年12月に作成いたしました。その後、西佐賀水道企業団の構成団体であります佐賀市、地区としては久保田地区となりますが、佐賀西部広域水道企業団から新たに用水供給を受け、佐賀市久保田町地区を佐賀市水道事業の給水区域に取り組むということといたししまして、水道事業統合には参加しないということとなりましたので、水道事業統合計画書の変更を平成29年12月に行つておひます。

その後、構成団体による統合に関する基本協定書各案の協議検討に入ひまして、平成30年3月に多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、西佐賀水道企業団及び佐賀西部広域水道企業団によります佐賀西部広域水道事業統合に関する基本協定書を締結をいたししまして、現在構成団体による事業事務の調整を図りながら、平成32年度に統合する水道事業開始に向けて取り組んでおひます。

続きまして、水道事業統合の目的とそれに対する効果、例というふうな御質問だと思ひます。

事業統合の目的でござひますが、基本協定書の中にもありますように、水道事業等における経営の合理化及び業務の効率化を推進することにより、給水サービスの向上を図り、水道使用者に対して、正常で豊富、低廉な水道水を供給するというところで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものということとござひます。

以上です。

○川崎一平議員

ありがとうございました。大変わかりやすく説明をしていただきました。

目的について、今お話しされたように、効率化とその前にお話しされました経費節減という観点から、本町の水道料金なんですけれども、佐賀県の平均よりも若干高目かなということで、全国的にも高い水準の中にあるのではないかと、水道料金に関してです。水道料金がここまで効率化を経費節減が見込めるのであれば、統合して、もっとメリットというところで水道料金の引き下げができないものかというふうに考えますけれども、その点いかがでしょうか。

○中村政文水道課長

統合によつてのメリットである水道料金が今後統合によつて料金が引き下げられないかという御質問だと思います。

先ほどから申しております佐賀西部広域水道事業統合に関する基本協定書の中では、水道料金については、統合時においては地域ごとの現行の料金とし、段階的に統一料金へ移行するものというふうにあります。統合協議会による将来の水道料金の模擬試算での推計ではございますが、現在の各市町の現行の水道料金を統合後3年間継続させながら、この3年間で統合後の経営を軌道に乗せて、その後段階的に料金の改定を行いながら、統合での一つの目標でございます統一料金を目指すという計画になっております。

なお、改定料金につきましては、来年32年度に統合するわけですが、そのときの構成団体の水道事業の財政状況や新しく施設整備の事業計画等を作成していく上で、水道料金の試算と見直し等を行いながら決定されていくものと考えております。

以上です。

○川崎一平議員

水道料金に対して、システムの合理化と統合、その他経費の節減とか、効率化が進むにつれて水道料金の引き下げもお願いしていきたいというふうに今申し上げたばかりで、今度はまた別の観点から違う質問が出てくると思いますけれども、矛盾しているようで、何とか頭の中で組みかえていただいて、決して矛盾ではございませんので、お聞きいただきたいと思います。

今度は、整備のほうに関してですけれども、本町の水道管がその延長は約260キロぐらいだったと思います。そのうちの約1割弱が耐用年数40年を超えている、水道管の耐用年数が40年を超えている、約1割を超えているということで、このように老朽化した管の更新または耐震化対策です、これは日本の水道管の布設替えというのは、報道などで聞くところによると、1キロ当たり約1億円ほどかかるというふうに聞いております。白石町内でそうやって耐用年数が過ぎたりとかそういった耐震化ができてないとか、そういったところでの工事をそのまま置きかえると1キロ当たり1億円近くの費用がかかってくるんじゃないかなというふうに思います。そういったところも事業統合前に実施しておく必要があるのかなというふうに思いますけれども、その

辺のお考えはいかがでしょうか。

○中村政文水道課長

管路の更新工事は統合前に実施しておくべきではないかというような御質問かと思えます。

まず、先ほど議員が申されましたとおり、本町の水道事業における耐用年数は40年と言いますが、そこを超えた水道管の割合は、全体約260キロ中、約23キロが40キロを超えているということに現在のところなっております。ですので、およそ9%程度の割合で存在しているということになります。現在、道路改良工事や下水道工事などと連携しながら、工事コストの省力化を図りながら老朽化管更新工事に努め、安定した水の供給と有収率の向上を目指して、計画的に実施をしております。

以上です。

○川崎一平議員

先ほどの質問に続けて質問をしておけばよかったと思うんですけども、幾つもの質問の内容が重複しますので、区切って質問をしたいと思います。

先ほどに引き続き、今現在老朽化によって本管や分岐管などの漏水事故、事故と言ったら大げさなんですけれども、漏水などが近年どのくらい発生しているのかということ、もう一つ既存の水道施設の配水池やポンプ場を含めて、災害時の対応に影響がないのか、その辺もあわせて質問したいと思います、いかがでしょうか。

○中村政文水道課長

老朽化が原因による漏水事故はどのくらいの件数が発生しているかという質問かと思えます。

老朽化が原因と考えられる水道管の漏水件数についてですが、メーター器から宅内側の漏水を除きまして、過去5年間の件数を申し上げますと、平成25年度が54件、平成26年度が36件、平成27年度が56件、平成28年度が49件、平成29年度が51件というふうになっております。日々老朽化が進む水道管は、更新しなければ漏水件数は毎年増加する傾向になるはずですが、発生件数的に見ますとほぼ現状維持しているということから、更新工事により漏水発生件数は抑えられているということになるかと考えております。

それとまた、事業統合によって、災害時の対応などに影響がないのかという質問だったかと思えます。

水道施設や水道管の耐震化の状況についてですが、現在白石町水道事業経営戦略に掲げた水道管の更新を全延長の1%以上、約3キロ程度の事業量を目標に取り組んでおります。さきに申し上げましたとおり、水道事業統合のメリットとして、管路などの更新に伴う耐震化は、国の広域化補助事業に取り組むことが可能になります。その全体的な事業計画につきましては、今後統合協議会において作成することになるかと思えます。

補助事業の実施期間は10年間とされておりまして、白石町も含め、各構成団体の整

備計画を踏襲した形で構成されるものと思われます。統合後は、補助事業への取り組みによりまして、先進技術の導入など、より高度な耐震化への取り組みが促進され、より強靱な関門整備の構築へとつながるものと期待しております。

さらに、災害時の対応につきましては、統合してむしろ広域的な観点から災害時への対応が可能となりますので、今進めております緊急連絡管などの整備を含め、あらゆる場面を想定した対応マニュアルの情報共有化が図れることになろうかと思っております。これにより、断水等の発生時には、より一層迅速な対応が可能となりますので、今まで以上に安全・安心な水道の水の供給が安定的に持続されるものと考えております。以上です。

○川崎一平議員

先ほどから申し上げますように、住民の皆様にとって、もちろん我々にとっても、水道というのが日々大事なことである、ライフラインであるという観点から、システムの効率化ももちろんですが、そういったいろいろな対策のほうも考えていただいて、常に安心して衛生的な水が使用できる環境を保っていただきたいというふうに思います。

それから、次の質問に入りますけれども、現在旧簡易水道、深井戸が町内各所、お手元に資料があると思いますけれども、白石町には6箇所浄水場がありました。今後これは町の資産として浄水場の跡地を含めた施設、貯水タンクなどの施設、そういったのも今後管理されていくと思いますけれども、6箇所分かれてありますけれども、ここの各地域にあるこういった跡地を、できれば地域のコミュニティの意見をよくよく聞き取りながら、地域でしっかりと活用できるような跡地の使い方、それをしっかりと考えていただきたい。旧浄水場付近の方々から話を伺うと、いきなり跡地に知らないような企業がぽんと入ってきてもうちらは困ると地元の方々が。できれば地元で活用方法がないかというのをまず最初に聞き取りをしていただいて、その意見を踏まえた利用方法をさせていただければ、地元としてもありがたいという意見を多々お伺いいたしました。例えば、地域の方々からのお話では、公民館の用地として利用できないかとか、ごみ集積場のごみステーションの利用としてそういった跡地を利用できないかとか、そういった用途は各コミュニティによっていろいろ違うとは思いますが、まずはその地域との協議をしっかりと行っていただいて、跡地の利用を考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺は財政課のほうにも絡んでくるかと思っておりますけれども、お伺いしたいと思っております。

○中村政文水道課長

現在、統合前に旧簡易水道施設の解体を行って、統合に備えている状況でございます。主な施設といたしましては、お配りしております位置図のところのところが主な施設となっております。1番目は福吉浄水場でございます、2番目が北明浄水場、3番目が干拓浄水場、4番目が東地区浄水場です、5番目が南西浄水場、6番目が須古浄水場というふうな、以上6つの施設が旧水道施設の主要的な施設となっております。

今年度に2番の北明浄水場と4番の東地区浄水場及び6番の須古浄水場の3つの施

設につきましては解体を行っておりまして、残り4つの施設を来年度に解体する計画でございます、あわせて全てにおいて跡地の場内整備も行いたいと考えております。

なお、解体後は、来年4月からは白石町の普通財産へ移譲し、管理をするという計画で考えております。その中で、地域と協議をしながら、その用途を考えていくべきではないのかという御質問かと思えます。先ほど説明いたしました2つの跡地では、次のような利活用を考えております。

1番目の福吉浄水場は、福吉地区の方や地元消防団のほうから防火水槽として残してほしいというような要望がありましたので、本町危機管理防災係との協議を行い、防火水槽として活用したいと考えております。消防車両の進入や維持管理等を考慮しまして、舗装まで行う計画としております。

5番目の南西浄水場につきましても、周辺が山林に囲まれておりまして、水流不足を行うために、福吉の浄水場と同じく、配水池の一部を改造いたしまして、防火水槽として活用して、場内の舗装までと考えております。

先ほど申しましたように、来年度までに旧水道施設を解体整備して、統合後、普通財産として移譲した際の施設管理に係る経費の軽減を図ることとしておりまして、まずもっては統合前に整理をしたいというところです。ほかの跡地については、今のところ具体的な利活用としては考えておりません、計画しておりません。

各施設は昭和30年代以降に随時造成をされてきておりまして、平成13年度の水源転換までの長い期間、地元住民に水道水を供給してきた重要な施設でありました。この間、周辺住民の方々の御理解と御協力によりまして水道事業が行われてきたことを考えますと、まずは地元の方々に活用できるような要望があればと考えております。いずれにいたしましても、どのような利活用が必要なのか地元で協議をしていただきまして、意見をまとめていただき、地元の総意として要望書を提出していただければと考えております。

なお、その要望書等につきましても、今年度の事業計画としては、舗装まで、場内整備までというふうに考えておりますので、できれば9月ぐらいまでには要望書を出していただければと考えております。

以上です。

○井崎直樹企画財政課長

ただいま水道課長が答弁いたしましたけれども、今のところ水道の施設ということで、行政財産でございますのでほかの目的では使えない。統合に至る経過の中で、使っていない旧水道施設は引き継がないという方針が打ち出されたということで、急遽整地しまして普通財産にするという経過がございます。その中で、水道の建物等もあります、それと取水用の井戸が残っております。これらについては、空気孔と併設する形で廃止すると水道のほうで説明を受けております。そういった関係で、ここにはまだ地下にそういう取水用のものが残っておりますので、売却というのは考えられない、全部撤去すると相当な経費になります。そこに水道のほうのお金を使うというのは非常に無駄ではないかというこちら側の検討の上で、施設が一部そういうふうに残っておりますので、この転売というのは考えられないというのがまずございます。

また、地元のほうから防火水槽にしてほしいという要望については、タンクがございしますので、もちろん若干の改造が必要でございますが、そういったところをして、地元の防火対策に当たりたい。ほかのところにつきましては、水道課長が申しましたように、まだ具体的に用途としては決まっておりませんが、今地元で例えば使いたいとおっしゃるときに、ほかにも町有地を御活用いただいているところがございます。そういった場合は、その管理、例えば草刈りなどは、町が使用料をそこからコミュニティとして利用される場合にとらないというので、使用料はございませんけども、管理は地元でお願いしたというところで貸し出しているところもでございます。今現在としては、草刈り等の手間を省く、あるいは雑草で近所に迷惑をかけないようにということで、舗装という前提のもとに話を進めておりますが、地元での総意があれば、水道課、企画財政課どちらでも結構でございます、要望書等を出していただいて、こちらの内部のほうで両課検討させていただくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○川崎一平議員

今の答弁をお聞きしまして、既存の施設、地元のコミュニティで利用することもできるということで、まずは地元からの要望書を出していただきたいと、売却とかではなく、地元のコミュニティで使っていただくかわりに、管理も地元のほうでお願いして、草刈りを含めてお願いしたいということの理解でよろしかったでしょうか。

それでは、地元のほうから要望書が上がった場合は、利活用として十分な御検討をしていただきたいというふうに思います。

最後にですけれども、町長はいかががでしょうか、この辺の残った施設を地元の有効的な利用ということで前向きに町としても検討、検討という言葉は何回も使うのもどうかと思いますけれども、前向きに町としても地元のコミュニティに役立つようにというお考えはあられるのか、町長、最後にひとつよろしくお願いします。

○田島健一町長

川崎議員からは水道に特化していろいろと御質問いただいて、答弁を差し上げたところでございます。

最終的には、統合後に廃止させる施設というものが出てくるわけございまして、それにつきましては、先ほど課長も答弁いたしましたように、昭和30年代から地下水用水をしなくなった平成13年ぐらいまで50年近く地域の方々にいろんな面で御迷惑をかけたところもあろうかというふうに思います。そういった意味においては、施設といいますか用地については、地元の方々が利用できるものがあれば、最優先にそういうふうにしていかなければならないかなというふうに思うところでございます。いずれにしても、これまでのことに対して感謝をすると同時に、これからは先ほど言いましたように売却はできませんので、ずっと管理はしていけないかんわけでございますので、役場が管理するというよりも、地元の方たちに有効な使い方があれば、そこは地元と連携しながらやっていければいいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○川崎一平議員

非常に前向きな答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

今後この白石町の水道事業が皆様の生活の一部として、安定的に安全な水道の供給ができ、なおかつ残った既存の施設も今まで地域の中にあった施設でございますので、その有効的な残された土地の利用も踏まえて、本当にいい方向に進むように考えていきたいと願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○片渕栄二郎議長

これで川崎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時15分 休憩

10時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

きょうは、本日一般質問初日ということでありましてけれども、最近では現天皇が退位をされるということで、うれしいニュースとそれから新天皇になられる皇太子への即位ということが報道で大変うれしく思っているところです。

ところが反面、今回質問をしておりますが、児童の貧困問題であるとか、あるいは虐待の問題であるとかというニュースが1月、2月、3月と大変大きな問題となっていました。国会中継を先日見たときにも、この問題が取り上げてあったり、内閣府のホームページなどを見ると、閣議が決定されたり、いろんな項目が次々とされているような感じでした。痛ましく思うと同時に、今回その点で白石町ではどのように受けとめて、これからどのようにされていこうとしているのかということでお尋ねをしたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目に、ここにも書いていますように、近年は子供のいじめであるとか虐待、先ほども言ったように貧困とか、子育てを取り巻く状況がとても深刻化しているのではないかと考えています。

町では、第1期が平成27年3月に策定をされ、今回こしが計画の期間となっており、来年度に向けて第2期の子ども・子育て支援事業計画が策定をされることになっています。こういう意味で、今後の子育て環境の充実に向けた取り組みについてということでお尋ねをしているところですが、事業計画の策定に向けてのニーズ調査が就学前小学生の保護者を対象として今回されているわけですけれども、子供の貧困の実態調査の結果も勘案しながら事業計画を策定されるということになっています。このようところでニーズ調査等の結果というものがまだ出ていないかもわかりませんが、これからのことということでお尋ねをしていきたいというふうに思っているところで

す。その点で、第1期の子ども・子育て支援計画の背景といたしますか、その点について、このためにつくるんですよという意味と、そういうふうなことを含めて、まず第1期の現状、その点についてお願いします。

○大串靖弘保健福祉課長

子ども・子育て計画の第1期の現状ということでお尋ねでございますけれども、計画の策定の背景といたしますのが、急速な少子・高齢化とか人口構造のアンバランスなどが問題となりまして、いろんな弊害が生まれております。それによりまして、子ども・子育て三法、それが改正されたわけでございますけれども、それに伴いまして、新たな子ども・子育て計画を策定するというようなことになっておりますので、それによりまして計画の第1期をつくっております。

ということで、平成27年度から平成31年度までがその計画期間でございます。第2期につきまして、ことし白石町子ども・子育て支援事業計画の第2期の策定用に今年度子育て世帯へのニーズ調査を実施しております。調査対象は、未就学児及び小学生の保護者で、小学校、保育園、幼稚園を通して調査票を配布し、回収させていただきました。未就園児の保護者につきましては、郵送で実施いたしております。全体の回収率は、1,340人中1,140人分が回収できております、回収率が85%となっております。現在集計、分析作業を行っているところでございます。

また、今般問題となっている子供の貧困についても、町として支援を探るために、小学生、中学生、そしてその保護者に対し、子供のいる世帯の状況調査を行いました。この調査では、見えにくくて捉えづらい、比較的所得の低い相対的貧困世帯の状況や、多くの子供が体験すると思われる機会が奪われている子供の実態を把握するために行っております。調査対象者は、町内の小学校に通う小学4年生から中学3年生までの児童・生徒及び小学1年生から中学3年生までの保護者としました。この調査も学校を通して配布、回収をさせていただき、回収実績は1,141世帯中1,073世帯分の回収ができております。回収率は94%となっております。進捗状況といたしましては、集計、分析作業の段階となっており、結果はまだ出ていない状況でございます。

今後は、集計分析結果をもとに、白石町子ども・子育て会議での審議を経て、第2期の子ども・子育て支援事業計画に貧困対策も一緒に盛り込んでいくというような状況でございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

今回子ども・子育て支援計画の中に貧困等も盛り込まれるということですので、随分昔と比べたら状況が変わっているなということをつくづく感じているところです。

その中で、これまでの状況の中で一つ気になっているのが、実はまち・ひと・しごと創生事業の戦略の中で、病児・病後児保育の町内設置というのが盛り込まれておりましたが、今現在2箇所で行われていると思います。それは町外ですけれども、その子ども・子育て支援事業が策定された27年、その当時相談件数といたしますか、子供さんが利用するという点ではゼロというふうに支援計画の中に書いてありました。今現

在平成25年までしか書いてありませんでしたが、町内になくても、必ずしも町外であって、利用が皆さんが周知徹底できているのならば、私はそれでもいいと思いますが、今現在はどのようになっていますか。

○大串靖弘保健福祉課長

病後児保育の現状ということでございます。

平成25年度に128件、26年度が102件、27年度が同じく102件、28年度が141件、29年度が103件でございます。30年度につきましては、今現在43件というふうな状況でございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

今働くお母さん、お父さんが多いので、この点については急には休めないというような状況がかなりあるのかなと思うので、まち・ひと・しごと創生総合事業の中にも盛り込まれてあったと思いますが、周知徹底がまだうまくできていないのかなと思いますので、この点については、ぜひ町内設置が難しい現状であるならば、早急にそういうふうなものも皆さんに周知徹底を行っていただきたいというふうに思います。その点だけが大変気になっています。

それから、先ほど貧困調査だけをされた部分と、就学前と小学生の保護者も含めて、全体的なアンケートをされたということですが、違いというのは、策定計画の全体の中では小・中学生までですが、貧困調査に関しては中学生まで盛り込まれてあるということだったので、その点については、私は本来は高校進学とか大学進学等も入るので、高校生ぐらいまで対象の保護者のほうがいいかなと思いますが、大体回収率が94%ですので、かなりの率で調査もできていると思います。ただ、今後は例えばほかの町村のを見ておきますと、高校生までとか、本来は子ども・子育て支援計画というのは18歳までですので、18歳ぐらいまでは保護者に対してはやったほうがいいのかと思います。今回もう既に済んでいますので、それはそれとして今後の課題ということでお願いをしたいというふうに思います。

それから、この貧困調査については別枠でされておりました、昨年の平成30年度の新年度予算で230万円ぐらいで上がっていたかなと思いますが、この貧困調査については、県の策定については別枠でつくってありましたが、白石町に関しては、この中に盛り込まれるのであろうというふうに私は思っていますが、その点と、それから貧困調査というこのもともとのどこの補助金を使って活用されていると思いますが、内閣府の中に地域子供の未来応援交付金の事業ということでありましたので、この事業を活用するという、ホームページを見ると、そのアンケート調査をした後のことが大事ですよ、どういうふうなことにつなげるのですかということが事例を挙げて書いてありました。そういうことについて、アンケートはしたけれども、今後につなげる方策といたしますか、そういうふうなことも含めてお願いします。

○大串靖弘保健福祉課長

アンケートのほうは、内閣府の国庫事業補助で行っております。そういうことで、いろんな調査結果がまだ出てきておりません。ということで、今後子ども・子育て会議の中でいろいろ御審議をいただきまして、内容を精査いたしまして、対策まで検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

今回これを質問するに当たって、隣県の市町村はどうかなと思っておりましたところ、武雄市がもう既に平成28年でしたか、アンケート調査がなされていきました。基山町も平成29年度に実施をされて、今どういうアンケート調査後の取り組みということで、例えば居場所づくりであるとか、それから学習支援です。学習支援を行うというのは、塾に行けないようなそういう子供さんのための学習支援とか、そういうふうなことに繋がってありましたので、今後アンケート調査を踏まえて、会議の中で、白石町にはどういうことをしたほうが貧困対策あるいは子供、子育てについていいのか検討をぜひしていただきたいというふうに思っています。

そういったことと、それから2番目に移りますけれども、ひとり親家庭に対する医療費の助成についてということで質問をしています。

普通一般的には、今通常は医療を受けるとき、子供たちは6年生までは現物払い、現物ということで今なされています。今回これを調べるときに、ホームページの中に医療費の助成というところを見ましたところ、いまだひとり親家庭については償還払いというようなことが書いてありました。一旦病院で診察を受けて、その後償還払いをしていただく。もう既にほかの医療体制についてはできているけれども、何かの要因があるとは思いますが、これについては、ひとり親家庭といいますと、私が考えてみると、一人で奥さんが働いていたりあるいは夫、男性が働いていたりして、普通の両親いるところよりも忙しいと思うんです。そういう点でまだ現物払いができていないという現状について、これは県等にも働きかける必要があるのではないかなというふうに思っています。県でもまだ動かない状況ということを見ると、先ほども言ったように、何かの原因があると思いますが、今後はぜひそういうふうにしていただくよう要望を市町村が一緒になってすることが大事かなというふうに思っています。この点についてはいかがでしょうか。

○大串靖弘保健福祉課長

ひとり親家庭に対する医療費助成につきましては、議員の言われるとおりの今現状でございます。医療費助成の対象は、ひとり親家庭の18歳未満の子供と20歳未満の子を養育する親でございます。今の状況でございますけれども、中学生までの子供は現物給付としております。現物給付としている子供の医療費を併用することもできますけれども、償還払い方式では、役場保健福祉課の窓口で申請を行ってもらい、指定の口座に助成金を振り込むという手間がかかっております。現物給付方式とするには、医療費の増大、国保の国庫補助金ペナルティー、システム改修などの問題もございしますが、昨今このひとり親家庭に対する医療費の助成のあり方について検討していく

ために、県の担当課から各市町に対しアンケート調査があったところでございます。このアンケートでは、給付方式の考え方や現物給付のメリット、デメリットに対する対応策など、各市町の現在の考え方が調査されております。県のほうでもこのことについては認識されているようでございますけれども、今後少しでもひとり親家庭の負担が少なくなるように、県及び他市町とともに、現物給付方式を含めて検討し、できるだけ早期に実現できるように要望等を行っていきたいというふうに考えております。

○内野さよ子議員

普通通常から考えると、ひとり親家庭さんのほうが何かむしろ早くあってもいいものなのにと、一瞬これを何回も読み返しました。現物給付になっていないということについては問題かなというふうに思っています。

ひとり親家庭についてはこれで終わりますけれども、3点目の児童福祉法等の改正及び児童虐待防止対策体制総合強化プランが国において策定をされています。各市町村は、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談支援体制強化に努めることとなっています。これを受けて、白石町においても現状と対策について伺いたいというふうに思っているところでございます。これについては、冒頭にも申し上げましたように、児童虐待相談件数等も年々増加しているというふうに思っています。重篤な事件も後を絶たないという深刻な社会問題というふうになっています。児童虐待防止対策総合強化プランでは、子供の命を守ることを何より第一に全ての行政機関があらゆる手段を尽くし、切れ目のない支援ができるようにということ、市については児童相談所、市町村についてはそういった総合窓口ですか、そういうものについて専門性の強化をということが3月3日の新聞にも掲載されていたところでございました。その点で、今後市町村の役割ということが大変重要になってくると思います。相談窓口はできたけれども、それをどうして運営をしていくかということが基本になってくると思いますが、今の現状はこれからありますけれども、今回新年度予算で子供の包括支援センターということで、それが該当すると思いますので、その点について、内容も含めてお願いします。

○大串靖弘保健福祉課長

議員おっしゃられますとおり、児童虐待防止の件につきましては、昨年3月の東京都目黒の虐待死事案件を受けて、国では、昨年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定されております。

このプランのポイントとしましては、児童相談所の体制強化として、児童福祉司等の増員、市町村の体制強化としては、市町村子ども家庭総合支援拠点を2022年度までに全市町に設置することとなっております。全市町が設置する子ども家庭総合支援拠点とは、子供が心身ともに健やかに育成されるよう、子供とその家庭及び妊産婦を対象に、実態把握、子供に関する相談全般に対して児童虐待を防止し、全ての子供の権利を擁護するために設置するものでございます。対象は、妊娠出産期から18歳までとなっており、主に児童虐待につながるような心配がある子供とその家庭及び妊産婦を対象としております。

白石町では、既に設置を予定している子ども・子育て世代包括支援センターに子ども家庭総合支援拠点の機能も持たせ運営し、相談支援体制強化を図りたいと思っております。わかりやすく言いますと、子育て世代包括支援センターは18歳までの全ての子どもを対象といたしております、その中でも特に支援が必要な子ども及び家庭を対象とするのが子ども家庭総合支援拠点と理解していただきたいと思っております。ただ、この支援拠点につきましては、今の子ども家庭専門員というものを置かなくてはならないというふうになっておりますが、これにつきましては、職員の養成とか新たな職員の設置とかというふうな問題もありますけれども、機能としては、うちの保健福祉課のほうで機能は持っておりますので、それで当分の間は対応していきたいというふうに考えております。

現在の児童虐待案件への対応といたしましては、児童虐待の通告があった場合、まず町で安否確認を行うとともに、児童相談所と協議協力し、その後の対応に当たることといたしております。当然ではございますが、その児童が学校、保育園、幼稚園に通学、通園している場合は、その学校なども協力し、対応に当たっております。ことしに入りましても全国で児童虐待事案が報道されております。今後も深刻な虐待事案が発生しないよう、体制整備、関係機関との連携強化、養護児童の転入転出の際のケース移管の徹底など、虐待防止に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

今答弁いただいた中に、相談を受ける側の専門員とおっしゃいましたけれども、そういった方々の資質の向上であるとか、あるいは連携強化ということで、白石町に要保護児童対策地域協議会ですか、その設置ということでおっしゃってくださいました。内閣府のホームページを見てますときに、その専門員の資質の向上が一番重要であるということが載っていました。それについて、財政措置も必ずするということが書いてありましたので、そういった方々の資質の向上といいますか、大事なことだと思います。あともう一つ、県のホームページを見てみましたときに、相談員の研修ですか、そういうふうなことをやるというようなことが盛り込まれていましたので、県とそういう広域的な連携というのがとても大事なことになるのかなと思います。

それから、課長が答弁されたもう一つの白石町要保護児童対策地域協議会、これについては、先ほどの子ども・子育て支援計画の中にももう既に設置が5年前からなされておりました。それによるところですけれども、これも先ほど言われたように、連携強化ですか、連携を密にするという点で、内閣府のそのホームページにも定期的な開催の機能の強化というような言葉がなされておりました。すればいいですよという連携強化の開催ではなくて、徹底した開催と、それと徹底した機能の内容の確認ということでは、今現在要保護の地域連携会議というのはどういうふうに行われているのか、何回ぐらいなされているのか、その点についてお願いします。

○大串靖弘保健福祉課長

白石町要保護児童対策地域協議会でございますけれども、この分につきましては、協

議会につきましては実施回数が少のうございます。現在個別に案件がございます、その個別ケース会議というのを行っておりました、その件数につきましては、平成26年が12件、平成27年が10件、平成28年度が14件、平成29年度が9件、平成30年度が8件というふうに会議を行っているところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

まさか田舎のこういった地域でそういうことがあってということになりますけども、今おっしゃったように、30年は8件、29年は9件というふうに実例もありますので、白石町でどのくらいかわかりませんが、ないことはないという現状なので、連携会議から得られる情報といいますか、そういうふうなものも密にしながら、ぜひこの要保護児童対策地域協議会ということもやっていただきたいというふうに思っています。

それから、先ほど課長のほうから答弁もあったように、学校及び教育委員会、そういったところも大変密な子供に直接接しておられる学校教育の中でもこういったことは大事なことかなと思いますので、その辺も連携をされていると思いますけども、いかがでしょうか。

○石橋佳樹主任指導主事

学校教育課のほうとしても、今回の事案等を受けてさらに強化をする必要があると思います。県教育委員会のほうからも、2月、3月にかけて学校及び市町村児童相談所への定期的な情報提供を積極的に行うようにであるということとか、連携を強化するという通知も来ております。このあたりは学校のほうにも通知をして、さらに子供たちの様子を見取る観察であったり、あるいは保護者との情報共有をより密にとって、子供たちの教育がよりよくなるように、今後とも連携をしていこうと思っている所存でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

これまではどちらかというところ、それぞれの機関とかそれぞれの連携会議とかがいろいろあってますけれども、これだけの事件が起きたりすると、小さな町村でもおちおちしてられないという状況に本当に確実になっていると思っています。そういった点で、今主任の言われたように、そういう中身についても検討、なぜこういうふうになったのかという事案の案件の要因です、そういうふうなことも詰めて行っていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で1点目については終わりたいと思いますが、2点目に移りたいというふうに思っています。

前回12月の議会の一般質問でも須古城の指定についてということでお尋ねをしましたが、それも含めて中身です。今回もそういった文化遺産を生かしたまちづくりに持っていけるような方向にぜひお願いをしたいというようなことで質問をしています。

歴史文化資産を生かしたまちづくりについてということで、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律、通称歴史まちづくり法というのが新しく平成20年にできたと知りました。それに基づく国の認定を受けた県内の市町があるということを知りましたということをご今申し上げましたけれども、1月27日に歴史振興計画が国認定という、基山町がこのまちづくり法の認定を受けられているという記事が掲載をされておりました。その点について、この法律という中身と、それから補助等の交付要件についてまずお願いをしたいと思っておりますのでお願いします。

○千布一夫生涯学習課長

この法律の目的、それと補助の交付要件等についての御質問でございます。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法は、平成20年11月4日に施行されました。歴史的風致とは、歴史上価値の高い建造物とその地域における歴史や伝統を反映した人々の活動とが一体となって風情、情緒、たたくまいのある良好な町並みの環境を言うものでございます。この歴史まちづくり法の内容は、歴史的な建造物と地域の歴史と伝統を反映した人々の活動を合わせた歴史的風致をそのまま維持するだけではなく、歴史的な建造物の修復や伝統行事の開催支援などによって、積極的にその良好な町並みの環境を向上させることを目的としております。認定を受けようとする市町村は、国が策定する基本方針に基づきまして、歴史的風致維持向上計画を策定して、国の認定を受ける必要がございます。この国とは、国土交通省、文部科学省、農林水産省のことになります。市町村が作成する歴史的風致維持向上計画には、計画の方針や重点区域の位置、また文化財の保存や活用に関する事項、計画期間などを記載することになっております。ここで言う重点区域とは、文化財保護法の規定によりまして、重要文化財や重要有形民俗文化財、史跡名称天然記念物として指定された建造物の土地とその周辺の土地の区域のことを言います。したがって、歴史的風致維持向上計画を策定できて、歴史まちづくり法の支援事業を利用することができる市町村は、国指定の重要文化財や重要有形民俗文化財などがその行政区域内に存在している市町村だけということになります。議員の皆様にお配りしております資料の裏側のほうになりますが、現在では全国で72市町が認定されておりました。佐賀県では31番にあります佐賀市に続きまして、先ほど議員がおっしゃいました基山町ですが、本年1月24日に和歌山県高野町とともに、72番にあります基山町の歴史的風致維持向上計画が認定をされております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

この認定状況から見ても、指定等があることが条件に入っているだろうなという数字だろうと思っております。どこでもよければもっと数字的にも上がると思いますが、それを感じたところでした。

そこで、白石町についても、杵島山系を中心とした歴史的、文化的な価値の高い資源が多く存在していると思っております。これについては前回の12月議会のときにも申し上げたところですが、国の認定を受けることができれば、歴史的な建物の保存修理、

伝統とかそういうようなものにゆいに取り組むことができるということを今課長のほうから答弁をくださいましたけれども、これが指定等が自然のそういう指定の区域の中にあるということが条件になっていることであるならば、この国の指定というのがこういうふうなことには大きく変わるんだということをつくづく感じたところでありました。

今回の基山町は、実は基山町議会がこれを受けるとい背景があったときに、去年の3月議会のときに基山町議会のある議員さんがこのことについて質問をされてありました。その中の項目を見ると、こういうことを今なぜするのか等、基肆城もあたり国指定のものがいろいろあるじゃないか、今なぜこういう歴史まちづくり法等に計画までしてするのかというような内容の質問でした。その答弁の内容が、国史跡等を活用し、さらにある一定の区域を定めて、国庫補助のかさ上げ等をいただくという有利な点があるというような答弁をしてありました。そこがまさに今のそれぞれ先ほどおっしゃった文化庁であるとか、いろんな課、農林水産省、国土交通省とおっしゃいましたけれども、そういういろんなところの補助金を活用してされている中に、全体的なこのまちづくり法を活用すると、さらに上乘せができるんだという答弁でありますので、こういうことをするということ、指定をとったりすることがいかに大切なことかということを感じたところでありました。その答弁等の内容を見ておきますと、その質問をされるときまでに、ある程度役場の中で勉強会とか検討委員会を何回も何回もされていたんです。この質問をされるちょうど1年半ぐらい前に、1年半の間に役場町内の検討委員会というのがされてありまして、それは12回もされていました。課についても、6課にわたってされておりましたし、6課というのは、例えば役場ですと、まちづくり課とか総務課であるとか建設課であるとか生涯学習課とか定住係とか、いろんな6課のところを検討委員会を立ち上げてありました。そして、その後去年の10月にまちづくり協議会というのを立ち上げられて、2回ほどされて、この新聞報道になったというようなことでありましたので、役場が率先してこういうものに向かっていくという姿勢が何かあるのかなというふうなことを感じたところでしたので、その点が今の国の指定のとり方というのと昔の指定のとり方というのは違いはわかりますが、こういうふうなことに向かっていくということが大切なことじゃないかと思うんです。生涯学習課では、資料の作成とかいろんなことをやって、本当に積み上げがたくさんあります。保存とか歴史産物に関するものとか、いろんなところでその資料を活用しながら、企画課でおととしつくりられました国土利用計画の中にも資料が載っています、それから観光振興計画というのが産業課でもありますが、それも生涯学習課の資料を活用してそういうふうに乗せてあります。でも、それが果たしてまちづくりに本当に、はい、つくりました、ここの部分はこうですよって資料には必ず計画の中にはついていますが、それを活用して、まちづくりとかあるいは観光に生かそうとかという視点が、本当に申しわけないんですが、足りないんじゃないかなというふうに今回改めて感じましたので、今後もう少しそういうふうなことに向かって、これは必ずしも金の要る問題ではないと思うんです、姿勢と思いますので、その点について今後どうなのかなと思いますので、生涯学習課長、いかがでしょうか。難しい問題ですけども、いろんな課が一緒になった取り組みというのを基山町の事例

を挙げましたけれども、その点についていかがでしょうか。

○千布一夫生涯学習課長

議員が先ほど基山町を例にその町としての組織体制のお話をされましたが、繰り返しのようになりますが、基山町の場合が今回の歴史まちづくり法に基づく計画の策定を進めていくに当たりましては、関係する課、例えば文化財担当課、それからまちづくり担当課、それと都市計画担当課など、議員がおっしゃいましたように、全部で6つの課で構成する検討会を設置されまして、この検討会におきまして、事前の協議から進められております。このように、白石におきましても、まちづくりのための事業を進めていくためには、やはり関係する課がいろいろな情報を共有しながら、連携をとりながら進めていくことがとても重要なことだと私のほうも考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

この全国の認定をされたという先ほど資料の裏にありました基山町が72番目ということでありましたが、そういった全国の認定をされた市町村へ認定を希望する理由は何かというアンケート調査が載っていましたが、重複回答で1番目に何かというと、社会資本の整備交付金が活用できる、これが1番目に63%でした。2番目に、国の文化庁、農林水産省、国土交通省による認定がいろいろさまざま受けられるというようなことが57%、それから3番目に、市町村内におけるまちづくり部局と文化財部局の連携の構築ができたというようなことが3番目に上げてありまして52%でした。あと4、5、6といろいろありますけれども、そういった点で町内における連携ができたというようなことが一番よかったというのが私も印象に残りました。

こういう点で、実はことしの2月6日の新聞に、佐賀県が文化財課を統合し、知事部局に移管をしたという記事が掲載をされておりました。なぜかということ、例えば文化財保護を取り巻く環境が大変厳しいということはよく私もわかります。そういった厳しくなる中で、知事部局がこれまで担ってきた観光やまちづくりの視点を生かすことで課題解決を図っていくということで、佐賀県が2月6日の新聞で知事部局に統合をしたという記事でありましたので、こういう視点というのが生かすという、また保存とか修復とかいろいろな点でもいいのではないかなということが先ほど全国の認定をされた市町村もそういうふうになっていると、市町村外の部局が連携ができたということがですねということと同じじゃないかなと思います。この佐賀県については、県によると、移管は奈良県、鳥取県と並び、全国第一弾になる見込みということで、全国的にも早急に佐賀県知事はされたということになると思いますので、ぜひ連携強化をされて、時間が非常に難しいと思いますが、そういった視点を、まちづくりに生かすとか保存をすとかという視点を、町の中にもそういう環境的な盛り込みができたらいいかというふうに思います。そういったことですのでけれども、課長の答弁がありましたから、これからそういう方向にということでしたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、3点目に移りますけれども、須古城の国指定とあわせて一体的に取り組

むことにより、杵島山系の歴史文化の観光ネットワークづくりと本町のPRに大いに寄与すると考えられるがということで質問をしています。

この点について答弁をお願いします。

○久原浩文産業創生課長

先ほどからも質問でありますけど、3点目、杵島山山系につきましては、杵島山山系の観光ネットワークづくりにつきましては、観光振興基本計画にも盛り込んでいるところでありまして、観光推進を図っていく中で非常に重要な観光スポットとして位置づけをしております。御指摘をいただいております須古城の国の指定とあわせて一体的にということでございますけども、もし国の指定がなされれば、集客力につきましてはもちろんのこと、整備を行った上でも非常に大きな力になるものと考えております。須古城が白石町のPRや杵島山系の観光ネットワークづくりの施策の一つとして期待できるのではないかと考えます。

現在観光振興につきまして、観光推進協議会で議論を行いながら進めているところでございますけれども、地域の歴史、文化を生かした観光のあり方につきましても念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

この杵島山系を活用するということについては、今課長が言われたように、観光振興計画の中にも、観光コースをつくるというようなことも盛り込まれてありますので、とても活用については頭の中では考えておられると思いますが、その活用がなかなかできていないというところが、課だけで考えるとなかなかできないのかもわかりませんが、町全体で考えて、いいアイデアづくりをしていくことが大切と思うんです。その観光コースというのもまだできていないかと思っておりますけれども、あともう一つ先ほども申しあげました国土利用計画というのが一昨年つくられましたけども、その中にも須古の山系の歴史ゾーンというのにちゃんと盛り込まれているんです。そういうふうなことも含めて、本当に歴史ゾーンと考えておられるならば、前に進めて実行をされていくことが大切だと思いますし、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にもこれはうたわれているんです。以前にも言ったことがありますけど、計画をつくるのが何か目的になっていて、実際の実行に移す時期がなかなかないのかもわかりませんが、そういったことを町全体で考えていかれて、以前は観光に生かすという言葉が余りなかったと思いますが、今は観光に生かしたやり方で保存をしていく、先ほどの基山町ではありませんけれども、歴史を保存し、それをまた活用を観光に生かしていくという考え方が大事じゃないかと思うんです。

それで、このネットワークづくりと書いているのは、須古の山系にはそれぞれに活動をしているグループがあるんです。例えば、課長もおっしゃっていただいている考えていらっしゃる歴史観光振興会というのが須古にありまして、それからちょっと下ってきますと、縫ノ池の湧水会というのがありまして、それから稲佐のほうに行きますと、稲佐の森を守る会というのがありまして、また桜を守る、あちらにもあるんです。

それで、何かもうちょっとこういったグループを生かして、それぞれのグループがやってきておりますが、だんだんみんな高齢化しているんです、実は。そういったことも、町にそういう視点がもしあるならば、こういうネットワークを生かして一緒にやってみませんかとか、一緒に何か講演会をやってミーティングでもしてみせんかとか、そういうふうなことを今やらないと本当に高齢化をしているところです、そういったことも頭に入れながら、今後もしていただきたいと思いますが、創生課長、いかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

今議員さんがおっしゃるとおり、町役場だけでできない部分がございます。そういった地域のグループ、そういった部分も一つの歴史、観光のグループといったことでネットワークづくりに今後も検討していく必要があると考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

白石町はなかなかNPOをつくらなくても、NPOというのは普通それぞれの団体がボランティアをやっていればNPOですが、蓮花の会さんはNPOですが、そういった団体の育成というところになかなか力が入っていないのかなというふうにも思っています。そういった点で、これから町長もいつもおっしゃっているように、地域の皆さんが活動していただいて、それを役場はもう全面的に後押しをしますよいつも言っていたいてます。そうであるならば、そういった人たちの育成とかそういうのにもぜひ力を入れられるような体制づくりが必要じゃないかなと思いますので、そこが欠けてというのはおかしいですけども、そんなところに視点を置いていただきたいというふうに思っているところです。町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

内野議員からは、歴史、文化資源を生かしたまちづくりということで、いろいろと御質問をいただいたところでございます。

まずもって、まちづくり法に関することのお話がスタートにあったわけですが、これにつきましては先ほど課長が申し上げましたとおり、町内には国の重要有形民俗文化財等がないということで、これ以上なかなか厳しいかなということでございます。しかしながら、これまでも議員を初め、町議会の皆さんの力をかりて、須古地区また杵島山山系においては、いろんな取り組みをしていただいているところでございます。そういったことから、町といたしましても、須古城の国指定についても、12月議会でもお答えをしたところでございますけども、一朝一夕になし得るものではない、大きな課題もあるし、またいろんな手順もあるということでございまして、これについては県の御指導も受けながら、国指定について検討を進めてまいりたいという思いがございまして。

また、先ほど申されました観光についての話でございますけども、これにつきましても、現在観光推進協議会でいろいろと議論をいただいております。それについても

役場も中に入っているわけでございますけども、議員から御指摘がありましたような地域地域いろんなグループがあるわけでございますけども、高齢化しているということで、若い人の育成の体制づくりというところにも視点を置いて、そこにも力を入れていかんと前に進まんよという御質問でございました。これについても、役場もそうでございますけども、地元の人たちと十分に話し合いをしながら、若手の人たちが、地域の人たちが、また地域外からも協力いただけるような体制づくりをどうしたらいいかというのも議論をしていっていききたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

ありがとうございます。前回須古城の指定についてということで質問をしましたが、その後いろんな方のいろんなこがんしたらよかんやなかねとか、何ね、まだなつとらんねとか、いろんな方からいただきました。町だけでは解決できない問題が大きな課題がと今おっしゃいましたが、それがあると思うんです。県の指導を仰ぎながら生涯学習課も前回課長もおっしゃいました。仰ぎながらというのは、県は待っていてもどうしようもないと思うので、こちらからの姿勢を示さないといけないと思うので、どうしたらいいかとか、もうちょっとこれについてはお金の面もあるのでどうしたらいいかとか、アタックを何回も何回もしないとどうしようもないと思うんです。そういう点で、県に働きかけ等をもう少し強くこちらからもする必要があるのでないかなというふうに思っていますので、一人で一つの小さな町で背負うのではなくて、県とそれから国にもつなげていただくような、そういった取り組みの体制というのが必要じゃないのかなと、いろんな質問をした後にいろんな言葉もいただきましたので、そういうことが大事かなと思いますので、これにはお金も絡んでいますし人もたくさん必要ですので、大変なことだと思いますが、いろんな財産が課長も学芸員の方も2人いらっしゃいますし、いろんな仕事もされていますので、それを生かすようなやり方をぜひやっていけるような体制をつくっていただきたいというふうに思っているところです。そういう点について、教育長はいかがでしょうか、突然ですが。

○北村喜久次教育長

地域の中に昔から受け継いだ歴史的なものがあるということは、中に住む町民のアイデンティティーの高揚のためにも非常に大切なことだと思います。特に今話題の出てます須古地区については、歴史観光振興会を初め、本当に主体的に自立的に活動をしていただいております。国指定についてもそれから須古地区の歴史的な重要性についても、皆さん十分に認識していただいていると思うんです。これが今おっしゃったように、なかなか具体的な方向に動いてないんじゃないかというようなことでした。これは一大プロジェクトになりますので、限られた予算、限られた人員の中で喫緊の課題がずっと発生してきますので、その中でどうなのかということで、恐らく今まで全面に出てなかったと思うんです。思っただけだけれど、なかなか目の前の喫緊の課題がさらにあるというようなことで。ただ、このことについてはもう何年も前から

言われておりますし、私も特に須古城の歴史的な意義というのは幾らかなりとも存じ上げているところですので、一つの町としてのプロジェクトが立ち上げられるように、今後検討していかなきゃならないものと思っているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

喫緊の課題ということで、本当に喫緊の課題がたくさんありまして、なかなか難しいと思っています。ただ、こういう全国的な調査がありまして11年、12年たちまして、ずっとこのことは言ってきました。そういう点からすると、なかなか置き去りにされている面がとても大きくて、今そういった歴史まちづくり法、こういったこともありますし、例えばつい最近2月27日の新聞でしたが、神埼市の歴史まちづくり遺産という記事を見られたかどうかわかりませんが、神埼市が歴史文化などの地域資源をまちづくりに生かす制度として2013年に独自に創設し、歴史まちづくり審議会というのが立ち上げられて、そういった遺産を残すような団体については町が補助しますよというようなことで、白石町にこれをしてくださいという意味で言っているのではなくて、こんなことをすることによって、町民の皆さんの意識の向上にもつながるのかなと、それで意欲も湧くのかなというふうに思いますので、ただこの会長さんを見ますと、審議会の委員長さんを見ますと、吉野ヶ里遺跡を発掘されたときに携われた七田忠昭さんが会長さんでありましたので、そういう視点も強かったのかなと思いますので、こういう神埼市と余り変わらないような白石町でも、あちらは吉野ヶ里遺跡という大きなものがありますので、なかなか同じではありませんけれども、そういう視点を大切にしながら、町内でも連携を持った学習会とかそういうものを今後どうしたらいいだろうとか、指定に向けてどのようにしたらできるんだろうとか、そういうのをしてくださることによって、町民もまたそういうなものに、ああ、町もこんなにしてくださっているという意欲も湧いてくるのかなと思いますので、そういう団体等の集まりもたくさんありますので、今後そういう視点を捉えながらやっていただきたいというように思っております。

時間も終わりでしたので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時26分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

議長の許可を得ましたので、通告したとおりに大きく2項目について一般質問をさせていただきます。

お昼からの質問で皆様、一応よろしく願いしておきます。

まずは、大項目には地盤沈下対策水路の機能保持についてのお尋ねでございます。

皆さん御承知のとおり、本町は稲作を主とした農業の町であります。本町の山林を含む総面積は99.56平方キロメートルでございます。そのうち水田の面積は70.99平方キロメートルであり、パーセントで申しますと71.3%であります。すなわち、本町の約7割は稲作の作付ができる平野が広がっている土地を保有している町と言えます。その稲作に必要な不可欠な水を本町の隅々まで送り届けているのが地盤沈下対策水路でございます。この水路は、県営補助金整備事業とあわせて県営整備事業として長い年月と多額の費用を投じ整備をされたかんがい用の水路であり、実にその長さは町内に約160キロに及ぶ水路網であります。ちなみに、160キロとは、本町から直線で、南は鹿児島県薩摩川内付近まで、東にいきますと本州のほうは山口県山口市付近までの距離であります。農地に多くの水をくみ上げるポンプ場の多くも地沈水路にございます。また、今では嘉瀬川ダムの水の農業用水を受けて各ポンプ場へ排水しています。この水路は、本町の基幹産業の稲作には恒久的に必要なものと考えます。また、今はバルブコックを開けると水田に水がいたる時代でありますけども、私の幼少期には、鐘の合図とともに一斉に発動機を回し、水田に水引をされていたことを思い出します。今は大変に農作業が楽になったのも先人の方々の御努力のおかげと深く感謝を申し上げる次第であります。

そこで、1点目の質問として、県営地盤沈下対策事業は、昭和51年から整備が始まり、平成30年度をもって事業が完了いたします。この間40年余りにわたって地盤沈下対策水路が整備をされてきたが、その整備状況について資料要求もしておりましたので、それを含めお答えを願いたいと思います。

○稲富道広農村整備専門監

地盤沈下対策水路の整備状況についてということでございますが、本町では農業用水を確保するために地下水を利用してまいりました。このことが地盤沈下を進行する要因の一つとなっており、地盤沈下を防止するために水源を地下水から地表水に切りかえる必要がございました。

そこで、水源を嘉瀬川ダムに求め、国営では筑後川下流土地改良事業により導水路が建設され、県においては国営で導水された水を町内の農地に配水するために、地盤沈下対策事業により、町内に水路の整備がなされました。また、排水不良による農地の浸水被害を解消するために、排水機場の新設等が行われてきました。

それでは、地盤沈下対策水路、いわゆる地沈水路と申しておりますが、整備状況ということで議員より資料要求がなされておりましたので、資料説明をいたします。

お手元にお配りしてます資料は、地沈水路の網図となっております。水路の数では町内に93水路、延長では約160キロ、町内一円の水路を整備されております。

以上、終わります。

○吉岡英允議員

町内一円に網羅しているというふうなことで説明をいただきました。

そうしたところ、地盤沈下対策事業は、圃場整備事業とあわせて整備をされたと私は記憶をしております。大規模工事は何年ごろまで行っていたのでしょうか。また、そのうちに維持工事についてもされていたと記憶をしておりますけども、簡潔でよいので説明をお願いしたいと思います。

○稲富道広農村整備専門監

大規模工事は何年ごろまで行っていたのか、そのうち維持工事をされたということでの御質問かと思えます。

地沈水路の幅員は約6メートルから20メートル程度で、地域の状況に応じた整備計画がなされております。整備には多くの用地を必要としますので、官地を伴う圃場整備事業とあわせて行われてまいりました。町内の地沈水路整備は、昭和51年から平成10年までにほぼ完了をいたしております。平成11年からは主に排水機場や筑後川下流土地改良事業が直送方式に変更されたことで、国営水路の末端からの管路埋設工事などが地盤沈下対策事業として行われてきました。また、維持関係工事につきましては、水路の機能を保全するために張りブロックの補修や法面の補修など、部分的な補修工事を県営事業として取り組まれております。地盤沈下対策事業が完了する前には、地域や土地改良区から補修工事の要望があった水路を平成29年度、30年度にまとめて県営事業として取り組んでもらったところでございます。

終わります。

○吉岡英允議員

そうしたところ、維持工事に関しては、平成29年度、30年度で完了というふうなことで、大体終わりというふうな回答をいただきましたけども、現在町内の農業生産者から、ここはまだできとらんばいというふうな相談等は寄せられていないものか、現時点において町民の農家の方の満足度ですけども、そこら辺をお聞かせください。

○稲富道広農村整備専門監

地沈水路のような水路を新たに整備してほしいというような要望はございませんが、法崩れや張りブロックの補修、泥土のしゅんせつ等の要望については毎年ございます。軽微な補修については、県営事業や町の単独事業でも対応は行ってきました。また、事業費がかさむような工事については、補助事業を活用して、町も事業主体となり補修工事を行っております。

以上です。

○吉岡英允議員

そうしたところ、今のところでは苦情等は寄せられてないというふうな解釈のところですか、わかりました。

そして、次にお伺いしますけども、嘉瀬川ダムの水が白石平野に来るようになって

から、極端な田植え時の代かきの水不足も解消されたかと思われます。地沈水路の貯留の観点から申しますと、そのの泥土には毎年、年々水田の水落と同時に蓄積をされていきます。人によっては嘉瀬川ダムの水が必要などときには来るから、水路底が浅くなっても関係ないと思われる方もおらっしゃるようでございますけども、嘉瀬川ダムの水は管水路により来ており、一度に大量の水は来ません。特に代かき時は日にちが決まっており、水を水田一斉に張ります。貯水の観点から泥土は蓄積しないほうがよいと私は考えます。

また、JAの白石管内には9つの支所があります。本町の平成31年度産の米の生産調整の転作目標は、今年度は36.6と聞いております。その中で、2つの支所が諸事情により昨年の転作率を大幅に減らし、米の作付で増産をしなければならないということをお聞きをいたしました。そこで、その地域の方が心配されていたのは、昨年においても代かき時に水が不足をしたというふうなことでございました。なおさら米の増産により水不足にならないものかと危惧をされておりました。私が米の増産の割合を調べてみたところ、その2支所の分で約60ヘクタールに及ぶ増産をしなければならないというふうなことでございました。それで、もし水が不足した場合の対応をどうするのかというふうなことでお尋ねをいたしたいと思ひます。

○稲富道広農村整備専門監

地沈水路の貯留の観点から、泥土の堆積、また米の増産で水不足にならないものかとの御質問かと思ひます。

水源に乏しい本町は、農業用の水源をため池や嘉瀬川ダムに求めております。嘉瀬川からの農業用水取水が平成25年度から始まり、水源を地下水から地表水に切りかえることができました。嘉瀬川から供給できる水量は約2,660万トンで、昨年における白石町に配水された量は880万トンであり、農業用水として十分確保できるものと考えております。現在、議員も申されたように、圃場整備にて整備された揚水ポンプの多くが地沈水路に設置されております。用水用のポンプは、1日当たり2丁5反の用水をもとに整備されてておりますので、ポンプの揚水量と地沈水路の貯水量、また嘉瀬川やため池からの供給量も考慮いただきながら、現在整備している施設を有効活用していただければと思ひます。

地沈水路の貯水能力が泥土堆積により十分発揮できず、水不足の原因となるなどして、しゅんせつ等の補修工事を行う必要があれば、まず町に相談をしていただきたいと思いますと思ひております。相談いただいた地沈水路の状況を確認して、どのような対応ができるのか検討をしてまいりたいと思ひております。

以上です。

○吉岡英允議員

泥土の堆積については、今申されたように対応をしっかりとお願いしたいと思ひます。また、今年の作付について水が不足になった場合、土地改良区とよく話をされて、もう農家が困らないように、私も昨年は地域のポンプ番をしておりましたけども、やはり嘉瀬川の水が来るといっても、ポンプ場付近は下流側にありますので、泥土がた

まれば上流の水を全部受け得ません。それもありまして、去年は私はポンプ番をしようって、1日だったですけども、朝から回して、もう昼過ぎにはとめんばらんやったです、底が見えてきて。底が見えて回すと、ポンプがやけきれんけんがどがんもされんで、もうとめて次の日にまたくんだというようなことで、2日農家には迷惑をかけたというふうな観点もございましたので、その点がないように注意をしていただきたいとお願いしたいと思います。

続いて、2点目の質問に行きますけども、この質問は平成27年3月議会において、今後の地沈水路の維持管理を継続していくには、早々に新たな事業展開が必要ではないかとの質問を行ったところ、その当時の農村整備課長の答弁は、事業の完了後は、白石平野地区の地沈水路の形態に合った整備ができる補助事業などの創設を国、県などに要望していきながら、この新しい事業による整備ができるまでは現在の補助事業等を活用し、補修を行っていくように検討してまいりますという答弁でございました。

それを踏まえて、ここに私は持ち込み資料を持ってきておりますので、皆さん、机の上にあると思いますので見てください。

今年行われている地盤沈下対策事業の整備状況の写真であります。1枚、2枚ありますけども、1枚めくっていただいて、下のほうから見てもろうてよかでしょうか。

下の方は、泥土をしゅんせつする前の写真でございます。施工前です、施工前写真というやつでございます。戻してもろうて1枚目のほうが、これは橋を挟んで両方撮っておりますので、下流側からやっているというふうなことで、下流側のほうの施工状況の写真であります。私が推測するには、これは下にたまったヘドロ、泥土のしゅんせつを農地側に行い、農地のほうで改良を行い、法面を復旧するというふうな工事であると推測をいたします。この事業において、今財源の割合なんですけども、国が55、町が35、土地改良区が10でありまして、町営の持ち出し分の財源並びに農家負担となる分が45%と余りにも過大であるんじゃないかなと私は思います。今までの県営地盤沈下対策事業で行われていた維持事業の財源は、国・県で94%、町の持ち出し分6%で整備を行われていた経緯があります。

それを踏まえて質問ですけれども、地盤沈下対策事業は、町内一円に整備をされ、用排水路として活用している、用水については、嘉瀬川ダムやため池から供給されている水を地盤沈下対策水路に貯留し、各圃場へ供給をしております。また、大雨時には排水路としての活用もされており、防災面から頼りになる本町の基幹的水路であります。この基幹的水路も今年度で完了いたします。これからはいかにこの機能を保全していくかが重要だと考えますので、今後の維持管理についての町の考えをお伺いいたします。

○稲富道広農村整備専門監

今後の維持管理についての町の考えを問うという御質問だと思います。

地沈水路は、農業の用水路として、また大雨時の浸水被害を軽減するための重要水路と町としましては位置づけをしております。県営事業完了後、約160キロもある地沈水路を町が管理していく上には、最も有利な補助事業を活用し、町の負担軽減を図っていくことが重要なことだと考えております。

以上、終わります。

○吉岡英允議員

その負担軽減が最も重要というようなことでお答えをいただきましたので、それに努力をしていただきたいと思います。

そして、もう一つお伺いしたいんですけども、今現に農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業ですけども、新たな事業の展開になるまでの継続はされるのかどうかお伺いしたいと思います。

○稲富道広農村整備専門監

新たな事業が展開できるまでの継続ができるのかという御質問かと思えます。

地沈水路の整備は、補助事業を活用して行っております。補助事業を活用するに当たっては、できるだけ本町に合うような事業がないか県と協議を行いながら取り組んでおります。先ほど議員さんのほうから説明資料が出ましたが、この事業につきましては、経過期間が3年間、平成32年度までとなります。また、新たに申請を行い、採択されれば、引き続き事業を行うことができます。

以上、終わります。

○吉岡英允議員

そして、再度お尋ねしますんですけども、今年度の31年度の当初予算において、新規事業として、農村地域防災・減災事業というふうなことで計上されております。財源の内訳といたしましては、県支出金1,500万円、町一般財源50万円の総予算1,550万円で長寿命化計画策定業務の委託料というふうなことでございます。また、事業の概要といたしましては、地盤沈下対策事業として整備をされた水路等の施設の基本点検並びに詳細調査を実施し、健全度評価を行い、長寿命化計画を策定するとございますけども、簡潔で結構ですので、この説明をお願いしたいと思います。

○稲富道広農村整備専門監

長寿命化計画の策定を簡潔にわかりやすくということですが、長寿命化計画とは、今後老朽化する施設の状況を調査し、そして機能診断をし、評価を行います。この評価に基づいた機能保全計画を立てることにより、施設の長寿命化や機能保全コストの低減に寄与する計画となります。地沈水路の今後の管理について県と協議を行う中で、対策工事の事業化をするにも長寿命化計画を策定し、どのような保全計画が必要なのを見きわめることが重要であるため、計画策定に必要な予算を今議会にお願いしております。

以上、終わります。

○吉岡英允議員

わかりました。今議会にもお願いしとるというふうなことなんですけども、この地盤沈下対策水路の維持管理は、もう今後恒久的に我が町にとっては大事なことと思

ますので、執行部におかれましては、維持管理に対し、少しでも町財政からの持ち出しの軽減並びに農家負担の軽減に向けて、今後ますます御努力を願いたいということをお伝えします。

お伝えし、次の質問に行きますけれども、2項目めの質問として、婚活支援の充実についてのお尋ねですけれども、まずこの質問を行う理由として、我が町も少子化傾向の波が押し寄せてきていて、5年後の町内の小学生全生徒数で約200人減少すると教育委員会の資料よりもわかります。教育委員会では、子供たちの新しい環境づくりのため、本町の学校統廃合の再編に向けた話し合いが今後進んでいきます。しかし、問題なのは、町内の結婚適齢期の方が結婚をなされずに、多くの独身の方々がいらっしゃるという大きな現実がございます。3町の合併以前の私の若いころまでは、おのおの各町で青年組織がありまして、そこで出会われ、結婚なされている方々がたくさんいらっしゃいます。また、同じ旧町時代において、白石、有明、福富の旧3町からそれぞれ20万円ずつ出資をし、それに加え、JAより同額の20万円を加え、80万円の予算にてふれあいサポート実行委員会を立ち上げて、男女の出会いの場づくりのイベントを年に数回行っていたりしました。また、杵島地区広域圏においては、フォーラム12という組織をつくり、男女の出会いの場をつくり行ってきたと記憶を私はしております。私も両方とも実行委員をした経緯もがございます。また、私が調べてみたところ、婚活支援に関する広域圏からの構成市町への補助は平成23年度までは行っていたということがございます。その後は、結果については記録がないというふうなことでございました。

私の知るところの過去の経緯をお伝えし、1点目の質問として、人口減少に歯どめをかけるために、白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、定住促進とあわせて結婚を希望する男女には出会いの場を提供し、若い世代の結婚、子育ての希望の実現を目指すこととされております。本町の婚活サポート事業においては、婚活サポーターによる引き合わせを中心として進められておりますけれども、その状況についてのお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○坂本博樹白石創生推進専門監

本町の婚活サポート事業の状況についてということでののお尋ねでございます。

本町の婚活サポート事業につきましては、白石町婚活サポーターの結成を第一歩といたしまして、平成26年7月から実施をいたしておるところでございます。主な内容といたしましては、結婚を希望される方同士のお引き合わせはもちろんのこと、出会いのきっかけとなるイベントや結婚に向けたセミナーなどの開催など、サポーターの皆さんの多大なる御協力と御尽力をいただきながら、結婚を希望し活動されている方たちへのお手伝いということで実施をいたしているところでございます。

このような事業を進めている中で、現在までの状況でございますけれども、登録者同士で2組の成功、それとイベントへの参加者、これは登録者とサポーターの交流会でございましたけれども、この交流会で1組、計3組の方が御成婚をされているところがございます。また、わかっている範囲ではございますけれども、登録者であった方が登録者以外の方と成婚された方が2組ほどいるということを知っております。それと、

現在交際中の方も数組がいるというようなお話を聞いているところでございます。
以上でございます。

○吉岡英允議員

今お答えをいただきまして、成婚された方が計5組はいらっしゃるというようなことで安心をいたした次第でございます。婚活サポーターさんの皆様の御努力に対しては、本当に感謝をいたす次第でございます。

それですけれども、ちょうど今月の広報紙とまたケーブルテレビですけれども、町長との夢トークというようにやっておりました。その中を見て、ケーブルテレビを見てですけれども、婚活サポーターさんからの御意見といたしましては、見ながら書き写したんですけれども、登録者、申込者の中で、自主的に登録した人とサポーターの呼びかけで登録した人の意識の違いがあるというふうなこと、また本人の意識の問題もある、また上からの押さえつけではだめだと、まだ結婚として考えをきちんと持っていないとか1対1では難しいとか、登録者中心にやるべきではないか、その方を含め、周りの方も延長ではよいではないか、きっかけのイベント、催し物をふやさなければならぬというお答えも出ております。そして、自分を変えていく講座を10回程度は必要だ、自分自身を磨くためにというふうなことで、それと出会いのイベントを数多くやったほうが良いというふうな御意見もございました。その御意見を踏まえて、そのときにも町長もお話をされたと思いますけれども、町長の夢トークを開催されて、婚活サポーターさんの皆さんと会談をされて一番感じたことをまたお答えを願いたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

先日開催をいたしました町長と夢トークでの感想をということでございます。

婚活サポーターの皆さんとお話をさせていただいてまず一番感じたことは、皆さん方の熱意でございました。先ほどお話がありましたように、人として、男性、女性の結びつけをやっていただくということで、大変難しい立場での作業ではございますけれども、熱意だけではなかなかうまくいかないというか、これまではうまくいかなかったことが多かった、だからこれからはどうにかしたい、こういうことが必要ではという、これまでサポーター皆さん自身が活動されてきて、それぞれの実感や思われていることを真剣に話をさせていただきました。

また、町長と夢トークの後の会議で、そういうこれからの思いというものを新たな取り組みとしてやってみようとしてサポーターの皆さん方でいろいろイベントを考案中だというふうにもお聞きをいたしております。このようなことから、これからの婚活サポート事業も、サポーターの皆さん方と町と一緒に協働して進めていきたいと改めて思ったところでございます。

○吉岡英允議員

サポーター状況については、先ほど担当課また町長のほうから答弁をいただき、サポーターさんとはとにかく御努力をしていらっしゃるというふうなことでしみじみ思っ

た次第でございます。

そうしたら、次に2点目の質問です。

2点目の質問に行く前に、持ち込み資料をまた持ってきておりますので、こういうふうな持ち込み資料を見ていただいていた方がいいでしょうか。

これは、某新聞の昨年2018年9月3日付の新聞の記事でございます。ちょっと読ませていただきますと、良縁200人を結ぶというふうなことで大見出しをつけられております。

これは、伊万里市の事例でございます。伊万里市の婚活支援事業が成果を上げているというようなことで、専門部署を設けて8年余りで登録者から結婚の報告を受けた数が200人を超えた。イベントなどで出会いの場を提供するだけではなく、個々の人へのきめ細かいサポートによって多くの縁を結んできたというふうなことで書かれております。市は2010年4月、少子化対策の一環として全国でも珍しい婚活支援の課を設置した。これまでに約1,200人が登録し、交流イベントや引き合わせによって37組74人が結婚した。また、登録者以外の人と結ばれて報告があったケースが130人以上に上ったというふうなことで、これで200人というようなことになっております。

ちょっと飛ばしまして、専門部署がある伊万里市はみずから企画、運営をしている。毎月のイベントも地元の企業や団体とタイアップしながら、担当職員2人で司会進行まで行う。そのため、最近3年の事業予算は年間50万円に抑えることができているというふうな記事でございます。

それと、下の段に、イベントを実施する中で心がけてきたのが参加者へのフォローという。カップルが成立しなくても、参加者全員に連絡をとる。感想を聞き、悩みがあれば相談に乗る、主にメールでやりとりをしながら、それぞれ婚活を後押ししてきたというようなことでの事例発表が新聞記事に載せられておりました。

それで、質問を行います。

県内のある自治体といっても伊万里市ですけれども専門部署というのは伊万里暮らし応援課婚活応援係を設置し200名以上の方を結婚に結びつけたところもでございます。このように先進的な取り組みを本町においても取り入れ、多く成婚に結びつけていくことが必要ではないか、本町の婚活支援のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

○坂本博樹白石創生推進専門監

本町の結婚支援のあり方についてということでございます。

先ほどお答えいたしましたように、本町の婚活サポート事業につきましては、婚活サポーターの皆様の御協力と御尽力をいただきながら、結婚を希望される方たちへのお手伝いということで実施をいたしているところでございます。

議員が申されます先ほど説明された伊万里市の事例については存じ上げておるところでございますけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、今後もサポーターの皆さんと町が一緒になって協働して婚活サポート事業を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

私は、婚活サポート事業が悪いと言っているわけじゃございません。一つ言いたいのは、町の取り組みです。伊万里市の場合は専門部署を人員の配置を、私はお電話を伊万里市のほうに差し上げましてお聞きをしたところ、伊万里市さんは何でそういうふうな成果を上げられているんですかというふうなことを問いかけたところ、大きな違いは、伊万里市、私のところの場合は専門の職員で専任の職員でやっているというふうな回答を得ました。それで、我が町については、白石創生推進係のほうでやられておると思いますが、多分うちの場合は専門じゃなくて兼務職員だと思いますけれども、実際業務内容といたしまして私ができる範囲は、地域づくり、男女参画の社会の推進というようなことで上げられておりますけど、幾つ実際兼務されておるんですか。

それと、人間の職員数の数と、うちの場合は兼務と思います、そこら辺のところを説明願いたいと思います。

○坂本博樹白石創生推進専門監

婚活事業については、企画財政課の白石創生推進係のほうで行っておりますけども、まず白石創生推進係におきましては、先ほど議員も言われましたけども、一つ婚活事業、それとまちづくりの推進に関する、先ほど言われました協働による地域づくり協議会、そういったものでございます、あと移住・定住推進、一例で言いますと空き家バンク事業と男女共同参画、地域公共交通対策、コミュニティ助成事業、大きく言えばそういった事業になります。これについては、係長、係員2名、計3名で対応しているというような状況でございます。

伊万里市との比較ということでしょうか。

先ほど議員言われましたように、伊万里市においては、暮らし応援課のほうで婚活応援係というのがございまして、そちらで婚活をされているというふうに聞いております。また、同じく暮らし応援課の中で移住・定住推進係というのが別に係があるようでございます。あと、男女共同推進については、別途また課があって、まちづくり、公共交通についてもまちづくり課というのがそういうのが設置されているというふうに聞いております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

私が言いたいのは、伊万里市の場合の事例なんですけども、専任の職員さんが1名いらっしゃって、嘱託職員さんが1名いらっしゃる。嘱託職員さんは、結婚アドバイザーというふうな資格も持ってあられるそうなんですけども、先ほども申しましたとおり、何でそんなにイベントも司会進行までやって何でもできるんですかと聞いたところ、とにかく私自身が専任で係員がもうそうやってと、これを一生懸命やればいけないですけども、その係でいますというふうなことでございます。今専門監が言われたとおり、うちの我が町についてはいろいろいろいろいっぱい係があるし、今言われたばかりで5つじゃ6つじゃあったと思いますけども、手薄になるんじゃないん

ですか。もっと少子化を考えて、成婚率を上げよう、我が町も上げるんだという気があれば、専門職とか専門の係が私は必要じゃないかなというふうなことを強く申し上げたいんですけども、それについてもう一度答弁お願いします。

○百武和義副町長

婚活について、白石町にも専任の職員配置をとということでございます。

これについては、先ほど伊万里市の例とかも御紹介いただきましたけども、本町では、職員数が平成30年4月1日現在で279名、伊万里市のほうは、同じく平成30年4月1日現在で433名ということで、もともとの職員数の違いもあるということが一つございます。そしてまた、これも議員御承知のことと思いますけども、白石町の第1次白石町行政経営プランに基づいて、町の職員数を平成34年4月に255人にするということを目標に掲げて進めているという中で、なかなか新しい部署を新設するというのがなかなか難しいということで、慎重に検討しなければいけないということにもなります。婚活事業はもちろんととても重要な事業ということもわかっております。そういったことで、ほかの新規事業、そういったものが今後出てくるかと思っておりますけども、そういったものとあわせて考えて、総合的に行政改革推進本部等でその配置等については検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

副町長、さっきの答弁をしかとよろしくお願いしたいと思っております。

また、せっかく持ち込み資料をまた持ってきておりますので、それで説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどのページの裏です、2ページのほう、これはまた伊万里市のホームページからの抜粋でございますけども、伊万里市暮らし応援課の中に婚活応援係というふうなことで大きく4項目上げられております。市内で結婚を望む独身男女の情報収集にすること、独身男女の出会いの場の創出にすること、結婚を望む男女からの各種相談にすること、結婚支援のための関係団体及び民間事業等との連携にすることというふうなことで上げられております。

このページの下にまた移住・定住に関する情報というのもありますけども、ここに婚活イベント情報、アンダーライン引いて1、登録成功の状況、アンダーライン引いて2とかとしておりますけども、何でこの資料を私がここに持ち込み資料として出したかと申しますと、うちの町のホームページは、それを見た場合、こういうふうな情報が全然載ってらんわけです。そして、この1を押しますと、右側のページの30年度の婚活イベント情報につながります。つながったところ、伊万里市の場合は毎月1回イベントをやられてるんです。それで、4月が7カップルとか、5月が6カップルですか、6月がまた6カップルとか、毎月これだったら成功したんじゃないかなと思う、カップルがあがって誕生しましたよというふうなことで載せられております。また、左側の登録成功の状況で2としてるところば、そこをクリックをしますと、登録成功の状況というところがまた出てきます、そうしたところ、そこを見ますと、登録者が

今現在何人、また成婚者数も211人、実登録者は636人というふうなことで載ってきます。このイベント情報も、また下にリンクで下がっていかれととります、そうしたらその情報の場の提供というのがどういう内容でずっと出てきます。毎月伊万里市の場合は見ようて楽しかたです。私がもし仮に独身やと、毎日みたいです。白石町さんの我が町の場合は、一回見てしまうと、後はもう見なくてもいいかというふうなホームページの作成になっております。まずそこを変えていただきたいというふうなことを申し上げたいと思います。

それともう一つ、これはまたよその町の事例ばかりしたらいかんですけども、これは伊万里市の広報でございます。伊万里市の広報を何でまたここに持ってきたかというに、婚活をしませんかという特集で4面上げられとります、紙面を4面です。私は今まで婚活サポートが始まってから、こういうふうな紙面づくりで、婚活に関しての特集で4面記事を書いてやられているうちの広報紙は見た記憶がございません。それで、やはり意識の違いとか、それが明白に見えてるんじゃないかなと思った次第であります。中にも市内既婚者にインタビューをしましたということで、結婚について一言というようなことで、金婚式を迎えられたベテラン夫婦から、家族は私たちの宝だというふうなことでコメントを載せられております、また入籍したばかりの新婚夫婦から、お互いが癒やしの存在だというふうなことで載せられたりしてあります。やはり全然考え方自体がうちの町は婚活サポーターさんがいるというふうなお答えなんですけども、それとあわせてこういうふうなこともどんどん前に進んでいかないと、情報提供の場ですので、情報をどんどんどんどん前に出していきたいものだと思います。そういうふうな取り組み自体が一人でも多くの成婚者を生んでいくきっかけづくりになるんじゃないかなと私は思う次第であります。

それともう一つですけども、私の町にもLINEの出したやつなんですけども、今スマートフォンの時代です、皆さんスマートフォンを持ってられると思います、町長も持ってられると思います、私も持ってます。スケジュール管理はスマートフォンで皆さんやられてるんじゃないかなと思います。そのスマートフォンの中にLINEというふうなアプリがございます。それで、白石町もLINEのホームページを今度新しく年明けてから立ち上げられております。私が一番初めて見たのは2月18日に見ました、LINEです、私も登録をいたしました。そうしたところ、今2月18日で登録者が91人いらっしゃいました。それで、きのう何人いらっしゃるかなというふうなことでまた見てみたんですけども127人、2月18日から比べますと36人登録者数がふえております。それで、2月18日以降、何か情報、提供が載らんえいうふうなことで、また関心を持って見ていたところ、3月1日に道の駅のオープンするという記事がLINE上に載っておりました。こういうふうな婚活情報もどんどん載せていただいて、情報提供をしていただきたいと思います。これは、とにかくLINEというのはほとんど無料でやりとりができるというか情報を得ることが出来ますので、どんどんどんどんそういうやつは利用していただいて、もっと進んだ形で、うちはサポーターさんがいるけん、サポーターさんに任せていっちょこうじゃなくて、何でも職員さんが専任ばかりだと思っておりますので、その辺を再度お願いしたいと思っております。その辺について御答弁をお願いしたいと思いますけども。

○田島健一町長

吉岡議員からは、婚活支援についていろいろと御質問をいただきました。最終的には、専門部署の設置であるとか専任職員の設置、またPRをするようなLINEの話もいただいたところでございます。

先ほど副町長も申しましたように、婚活事業はもちろん重要でございますけども、町にはいろんな住民さんからのニーズの多様化や広範化の中で要求もたくさんございます。そういった中で職員も減らさなければならないという中において、いろいろと苦慮しているところもあるわけでございますけども、これについては先ほども申しましたように、行政改革推進本部等で十分に検討して、判断をしてまいりたいというふうに思います。

また、先ほど最後のLINEの話もいただきました。やはりこれからの社会は、婚活のみならず、白石町をPRするためにはいろんな媒体を使って、外向けに発信していかなければ、人口増とか観光客の入り込みとかがないというふうに思います。そういった意味では、この広報、PR、これはしっかりと取り組まなければならないというふうに認識をいたしておりますので、これについても町内でいろいろ議論をさせていただいて、前向き、前向きにやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○吉岡英允議員

町長の温かい言葉をいただきました。前向きに前向きに御検討をお願いしたいと思います。

先ほど私は御紹介でまた一つ忘れてますので、また御紹介をさせていただきます。

先ほどの持ち込み資料2の一番最後のページを見てもらってよかでしょうか。

これも伊万里市さんの事例ですけども、これはほんによかったです。婚活から子育てまでの応援DVDができましたというようなことでの記事でございます。これは、ホームページを開いていただきますと見れます。三部作で、出会って、恋して、結ばれてというふうなことと、赤ちゃんがやってきた、子育ての町を元気にというふうなことで、3部構成のDVDでございます。これを見たところ、市民さんが出演をされて、当事者というか、出会って、恋して、結ばれてというふうなことを本当に当事者さんがお話をされております、2番目も3番目も一緒でございます。皆さん一回は見てみてください。こういうDVDまでつくって、先ほど言いましたLINEに載せるとかしたら、ものすごい効果がありやせんかなと私は思った次第であります。31年度の今年度の予算においては、広報広聴費、がばいよかとか発信事業で紹介映像を作成というふうなことで予算も計上されておりますけども、それと加味してではないですけども、こういうふうな紹介DVDはもう我が町も何回かつくっています。でも、それとあわせてこういうふうなDVDをこっこのほうに力を入れてつくってもらったほうが私はいんじゃないかなと思う次第でありますので、御紹介をしときますけども、お時間があります。

それで、とにかく時間がございますけども、一応今後婚活の推進に向けて、町民さ

んが一体となって、執行部も我々も一体となって、一人でも成婚者が多くなるように努力をしていきたいということで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡英允議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時07分 休憩

14時25分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。定松弘介議員。

○定松弘介議員

議長の許可をいただきましたので、通告どおり私の一般質問に入らせていただきます定松弘介です。よろしくお願いいたします。

通告に出しておりますとおり、幼児期からの英語教育の環境導入についてという提案であります。

平成23年に文部科学省の方針により、小学校において新学習指導要領が全面実施され、5、6年生で外国語活動が必修化となりまして、さらに英語教育義務化完全実施に向け、2020年度から新たな外国語活動を導入することが打ち出されています。具体的には、小学校3、4年生で英語が必修化となり、5、6年生での授業の中に英語が教科として組み込まれるということです。簡単に言いますと、3、4年生は必修ですが、評価はしない、5、6年生は教科としての扱いですから、今までの中学校と同じく成績評価をするということになります。小学校でも英語学習が避けて通れない時代になってきたということです。この英語教育の変化を見ますと、小学校1、2年生の英語教育が必修化される時期ももう遠くないというふうに感じます。

そこで、私の提案ですが、幼稚園、保育園教育の中に徹底した英語環境を導入したらどうかということです。英語の必要性が言われるのはもちろん最近のことではありません。さらに言われるのは英会話力です。私が初めて英語を習ったのが55年前です。特に英語が話せなくても、生活する上では支障はありませんでした。あの時代の日本の実用英語は、文章を書いて、そして読んで、いわゆる文章で理解するのが主流でした。発音といたしたら、「I have a pen」「I have an apple」程度の発音で済むような時代でした。しかし、現代の英語では、会話によるコミュニケーションが実用的で主流です。今の時代、そしてこれからの子供たちには英会話力がどれだけの必要性があり、可能性を持つかはかり知れません。将来を考えると、かなりの日本人が英語を話せる時代が来るのではないかなというふうに感じます。第2次白石町総合計画においても、次代を担う人材の育成と子ども・子育て、児童教育の質の向上に努めるものとあります。幼児期における重要な教育環境である幼稚園、保育園において、日々英会話に触れられる環境づくりが本当に必要な時代が

来るのではないかなというふうに感じます。

そこで、農林水産業と教育の町白石であるなら、全国に先駆けて幼稚園、保育園からの英語環境の導入を提案いたします。現在幼稚園、保育園において、月に1回から2回、ALTが幼稚園、保育園に出向き、英語に接する時間はつくられているようですが、さっきも申しあげました小学校の3、4年生が必修化されることにより、幼稚園、保育園のほうが手薄になり、その月に1回、2回というのが少なくなっていくという傾向にあるように聞いています。幼稚園、保育園に通い、一番いい時期に毎日、毎日です、1日15分から20分、生の英語と触れ合う時間を導入すれば、英会話で必要と言われる耳ができればと言われます。もちろん子供たち、園児が教育英語はネイティブな発音の英語です。園で年少から年長までの3年間の毎日ネイティブの発音の英語に触れ合う機会があれば、私たちが日本に生まれ日本語を話せたように、日本語を覚えたように、まだ話せなくても聞く耳はできてきます。それを受けて、小学校での英語教育に大きな影響が出ないわけがありません。その子供たちの中学校のときの英語能力を考えるとわくわくしませんか。そこからスタートする子供の未来の可能性ははかり知れない大きなものになると確信します。議員の皆さんももちろんなんですが、ここは職員の方含めて問いかけをしたいんですが、自分の子供そして孫が幼稚園に通っているその時間帯で英語を覚えてしまうんです、自然に英語の基礎能力がつくんです、幼児期からの英語教育はどこの自治体もやりたい施策なんです。国も早期からの英語教育は必要とわかっているんですが、なかなか実施しない。なぜできないか、大きな理由は予算です、予算がないんです。まだ全国の1,700余りの各自治体で、自治体本位での園への英語教育を取り入れるところは一つもありません。やはり補助金がないから動けないというのが大きな理由のようです。日本語が大事であることはもちろんことですが、先には幼児期からの英語教育の時代がやってくることは明らかです。そんな中で、幼児期の英語教育早期導入について、白石町の本町の考えをお聞かせください。

○大串靖弘保健福祉課長

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期でございます。幼児一人一人の特性に応じた教育の充実が今求められております。幼稚園や保育園は、子供を預かる目的教育方針の違いはございますが、一人一人の個性を尊重し、可能性を伸ばす教育の充実と自主性の創意工夫する力を身につけることは、幼児期において最も大事なことだと思います。幼児期にたくましく生きる人材の育成を図るため、自然に英語に親しみ、英語が好きになる環境づくりなど、英語との接点をできるだけつくってあげるとはとても大切なことであり、今現在も各保育園に年5回程度ではございますけども、ALTを派遣していただき英語に親しんでいるところであります。

子供たちは自由に遊び、何事にも楽しみながら興味を持つことを覚え、自然と学びたがる意欲を培っていきます。また、遊びの中で非常に多くのことを学ぶことができ、自発的にやりたがる気持ちを育てていくことができます。好奇心旺盛な子供たちが遊びやいろんな経験を通して豊かな学びの場と機会を提供することにより、人間性や社会性、思考力、判断力、表現力の育成を目指し、また日々の生活において、幼稚園、

保育園、認定こども園の幼児教育に最も必要でございます。小学校になるまで身につけておくべきこと、生きていくために必要な力の基礎となる健康、人間関係、環境、言葉、表現の保育内容の5領域を意識して遊びに取り組み、バランスのとれた活動を計画することで、子供たちの総合的な学びにつなげます。さまざまな視点から子供たちの学びをサポートしていくことが幼稚園、保育園の役割だと考えております。

以上でございます。

○定松弘介議員

今の答弁の中にですが、3歳児とか年長までの子供たち半分は、遊びといたらおかしいんですが、いろんな学びをしているときだと思います。そのある一部の時間にこの幼児の英語環境を毎日入れていくことで大きな変化が出るという、この大きさというのはすごく偉大なものがあるんじゃないかなというふうに思います。ですから、幼稚園、保育園生活の時間を割いて、どこかでひずみが出るというような使い方ではありませんので、その辺では導入をする方向では考えられないのか、その点でまたお尋ねしたいんですが。

○大串靖弘保健福祉課長

教育というか英語に親しむということでの答えをさせていただきますけども、それにつきましてはまだ私立保育園等それぞれの教育というか保育環境、保育の園ごとの運営理念とか運営方針とかというものもでございます。ただ、英語に親しむことを否定するものではございませんけれども、今のところ運営費につきましては、各私立は運営費を出しておりますけれども、その中での費用は捻出できないものというふうに考えております。

以上です。

○定松弘介議員

やはり費用の問題というのがまず出てくるのではないかなというふうに思っておりますけども、第1回目の提案でありますので、ここで結論が出るとはもちろん思っておりませんが、いろんなメリットを抱えた上での提案でありますので、2番目に進みます。

2番目のこの幼児期からの教育のもたらす効果は、さきにも申し上げました子供の可能性の拡大を含め、まだまだ多くのメリットが考えられます。近年では町民や保護者の教育に対するニーズが多様化しているように感じます。小さいころから英語塾に通わせたり、子供の学校のためにより都会に住まいを持ったりと、子供の教育環境を求めるパワーは底知れません。そのパワーを本町に向けられないかということなんです。先ほどから申し上げますように、幼児期からの英語教育はどこの自治体もやりたい施策なんですけど、国も早期からの英語教育は必要とわかっているんです。でも、まだ取り組んでいない、でもいつかやって来る、いや目の前に迫る必要不可欠な教育です。そんな今、全国に先駆けての取り組みは本町のPRにもつながっていくのではないかと思います。いろんなところでこんな話をしておりましたら、それはメディア

が注目するねって言われたこともあります。さきにも述べましたが、子育て世代は、子供の教育環境も居住先選びの大きな状況となっているようです。子育て世代の移住促進また流出防止にも大きく寄与するものではないかと考えます。これは他県の人なんです、その他県の人が県外に移住を考えたという人の中に、移住候補地として13の市町を徹底的に調べたという人がいらっしゃいました。どうして13もの候補地が上がったかといいますと、どこも似たり寄つたりの施策で、これだという特筆したものがなかったからだと思います。今の時期、幼児期の英語教育という吸引力はすごいものがあると思います。そして町内の子育て世代の、そしてその親、じいちゃん、ばあちゃんにとっては孫が近くにいる、心のケアにどれだけ寄与するかということも考えられます。そして、教育の町白石づくりと幾つものメリットを感じます。このようなメリットを持つ未来への投資は決して無駄にならないと思います。今だからこのメリットが生かれます。再度本町の考えをお聞かせください。

○田島健一町長

英語教育についての本町の考えということでございますので、私のほうからお答え申し上げたいというふうに思います。

幼児期からの英語教育につきましては、先ほども担当課長から申し上げておりますけども、ほかにもいろいろと言説があるように見受けられます。例えば、英語の音を聞き取ったり話したりするには、幼少期から学習したり、一歳でも早く学習すれば効果的である、発音もよくなる、また英語よりも日本語のほうが習得時間が長く必要で、幼少期からの英語を聞き、話して、なれ親しみ、学校で読み書きを覚えてから、両者のバランスがとれるんじゃないかとか、語学については継続的に使用したり学習したりしないと忘れてしまい、身につかないなど、私も専門家ではございませんので詳しいことはわかりませんが、賛否両論があるようでございます。

また、先ほど何回か発言にありましたけども、財政的な問題もあるかと思っておりますけれども、それを置いたとしても、そもそも英語教育に取り組む目的をどこに置くのか、町外の保育園、幼稚園、小・中学校に通う子供たちにどう手当てをするのか、私立の保育園、幼稚園独自の方針とどう折り合いをつけていけるのか、また英語以外のほかの習い事など、家庭での教育方針と合うのかどうかなどなど、定松議員からの本町の子育てや人材育成に関するありがたい御提案ではございますけれども、この話を進めていく上にはまだまだたくさんハードルがあるようでございます。先ほど議員からも初めての質問で、1回目で明解は出ないかもわからないというお話でございましたけども、私どももこれを機会に研究をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○定松弘介議員

当然の答弁だと思っております。ただ、英語を覚えさせるための環境づくりだけだと意味が一つになってしまいますが、子供の能力というのがそのことによっていろんな開く能力の行方が大きくなっていくんじゃないかなというふうにも言われるんです。ですから、国も低年齢化の英語教育を浸透させてくるときでもありますので、いつか

やって来るその前に早目にやるという対処ができないものかという提案です。今だから大きな意味があると思います。大きな市町ではなかなか踏み切れない、小さな町でも難問がありそうです。ただ、やれる条件としては、我が白石町は絶好のクラスじゃないかなというふうに感じております。ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

地域からの要望書に対する回答についてということなのですが、町内各地域から道路整備や災害対策また必要と感ずること、改善してほしいこと、不自由を感ずることなどなど、行政の各分野、国、県事業を含み、たくさんの要望が窓口であったり、また地域の区長さんと通じ多くの方の署名捺印がされ、要望書として提出されると思います。

そこで、要望書についての質問ですが、まず過去5年間の要望書の提出数がわかれば教えてください。

○坂本博樹白石創生推進専門監

要望書の全体的なことということで企画財政課のほうから答弁をさせていただきます。

直近5年間の要望の件数ということでございます。平成26年度4月1日から今年度平成31年1月31日までの約5年間に、町のほうに書面で提出されました要望書の件数でございますが、総数で86件でございます。その中で、行政区等の各地域から提出されたものが63件、あと漁協や森林組合等、そういった各課が関係する団体、そういったところから提出された件数が23件というふうになっているところでございます。

各地域から出された要望書等の件数を分野ごとに見ますと、道路改良等に関する要望、これが33件、あと交通安全等に関する要望が15件、それと河川改良あるいは排水対策等に関する要望が6件、あと水路、樋門等に関する要望が4件というふうになっております。その他といたしましては、消防施設とか荒廃森林対策あるいは文化財関係、そういったことに関する要望が5件ということになっております。

以上でございます。

○定松弘介議員

5年間で63件というふうに今返答をいただきましたが、この取り扱いというのはどんなふうな形で進んでいるのでしょうか。窓口で要望書じゃなくても、こないはどがんかならんかのというような質問に対しては口頭でお返しされてるんじゃないかなと思います。要望書となるとどんなふうな取り扱いをされているのか、その経緯をお願いしたいんですが。

○坂本博樹白石創生推進専門監

提出された要望書につきましては、まず提出される担当部署のほうで受理をいたします。内容を確認いたしまして、関係する部署あるいは内容によっては町長まで含めたところで実現について検討し、検討結果については、要望者に文書で回答するよう

に努めているところでございます。

また、町に提出される要望書には、国や県あるいは後援会、そういったところが事業主体としてなるものもございます。そのような場合につきましては、町で要望書を受理した後に、町から国や県、後援会、そういった要望先の官公庁のほうに提出をしております。回答につきましても、要望先の官公庁から町に回答を受けた後に、町から地域の方、要望者に回答をすることとしているところでございます。ただ、このような場合につきましても、町に対する要望以上に回答に時間がかかるそういう傾向でございます。中には要望先の官公庁のほうから町に対して回答がなされない場合もございます。したがって、町から要望者に対して文書で正式に回答できないという、そういう例があるのも現状でございます。

以上でございます。

○定松弘介議員

そうですね、なかなか要望があって、それを全部できる、できないとすぐ判断できるものでもないし、県また国となりますと、そこに上げていくという手続になっていくかと思いますが、区長さんを通して署名捺印をして要望書として出した意向については、やっぱり返事が欲しいわけですが、何らかの返事が欲しいと思うんです。先ほど専門監に言っていただきましたが、県のほうに出しても、県からも来ない、国からも返答がなかなか来ないということもあり得るということをお聞きもしておりました。要望事案処理規定というのものもあると聞いてます。その中で返答できないものといえますか、返答をすぐしなくてもいいような要件になることもあるようにお聞きしますが、それは行政官のことであって、対町民さんにとってみれば、行政官は関係ないんです。いわゆる聞きたいということをして署名捺印までして出してきてるんだったら、何らかの回答をもらいたいというのが人間じゃないかなというように思います。ですから、行政官のルールはルールとして守られてるといえるのはもちろんのことだと思いますが、町民さんにとってみれば、返答が返ってこないことはマナー違反というふうにとられてもしょうがないかなと思います。ですから、何らかの形で返答をする、特に要望書となると、書面で返していただくのが当然じゃないかなという気もしますが、書面として出したらいろんな問題もあるとかあるかもわかりませんが、口頭によると聞いた人だけで終わることもあります。ですから、何らかの返答をしてあげるといえるのは、町民さんとのコミュニケーションもとっていく上でも、実際聞いてみますと1年、2年返ってこない、返事が全く来ないとなると、何しよってやろかねというふうな返答になると思います。中の内情が大変な返答ができないことがいっぱいあるということはもちろんのことなんですが、そういう町民さんとのずれが生じた場合は一番困ることなので、何らかの形で早目の返答をするという方向で行けないものかと思っております。

○坂本博樹白石創生推進専門監

今議員申されましたように、何で1年たっても回答がないというそういった状態というのは好ましくないと思っております。他の官公庁が要望先になる場合など、具体

的な回答が難しい場合もありますけども、先ほど議員言われましたように、要望者がいつまでたっても何の回答もないというようにそういった感じられることがないようにすることは必要であるというふうに感じております。したがって、要望事案につきましても、先ほど他の官公庁からの回答がないとかそういった部分も現実的にあるわけでございますけども、何らかの回答を行えるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○定松弘介議員

ありがとうございます。できないものをやりますとも言えませんし、ならないことをなるとは言えませんので、今どんなふうな進捗状況であるということを出してこられた方に伝えるというのが一番必要なことだと思いますので、そういった対応の仕方で行っていただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで定松弘介議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時56分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月5日

白石町議会議長 小 柳 八 束

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 小 柳 八 束